

退職された方は、国民年金の「種別変更」の届出が必要です

町民課 内線216

国民年金の加入者は、職業など
の違いに応じて、第1号被保険者・
第2号被保険者・第3号被保険者
の3つの「種別」に区分されてい
ます。

第1号被保険者

自営業・農林漁業・学生・無職
等の方。

第2号被保険者

サラリーマンなど厚生年金・共
済組合に加入している方。

所総務係

児童手当継続申請（現況届提出）等について

町民課 内線217

第2号被保険者が退職した場合、
第1号被保険者に「種別」が変わ
りますので、国民年金の届出が必
要となります。また、扶養してい
る配偶者がいる場合は、配偶者に
ついても第1号被保険者に変わり
ますので届出が必要です。

国民年金保険料「月額14,0
0円（平成19年度）」の納付につ
いては、口座振替による納付が大
変便利ですのご利用ください。

所得の減少や失業によつて保険
料の納付が困難な場合は、「国民
所得扶助」を利用ください。

年金保険料免除制度」「若年者（30
歳未満）納付猶予制度」があります。
（免除・猶予制度は一定の基
準があります。）

手続きに必要なもの

■退職した場合

年金手帳、印鑑

■免除・猶予制度の申請をする場
合

年金手帳、印鑑

※失業の場合「雇用保険受給資格
者証」または「離職票」の写しが
必要です。

手続き先

町民課保険年金係または日吉支
所総務係

■現況届に必要な添付書類

■年金加入証明書または健康保険
被保険者証の写し（請求者が被
用者である場合）

前住所地の市区町村長が発行す
る児童手当用所得証明書（平成
19年1月1日に住民票が鬼北町
になかつた場合）

■この他、必要に応じて提出する
書類があります。

その他

■6月中旬までに現在受給されて
いる方に対して、通知文書をお

■手続きを行つてください。

■昨年度、所得制限で受給できな
かたの方も再度新規請求してい
ますので、手続きを行つてく
ださい。

■手続きを行つてください。

第2回



『野外親子クッキングコンテスト ～ザ・カレーの鉄人～』 参加者大募集！

成川渓谷キャンプ場のリニューアルオープンを記念して、昨年から始まりました『野外親子クッキングコンテスト』を今年も開催します。

今回は『ザ・カレーの鉄人』と題して、カレー料理で勝負です。

参加賞はもちろん、「味」、「親子のチームワーク」を審査し、優秀賞、特別賞を決定します！

みなさんのご参加をお待ちしています！！

日 時	7月1日(日) 10:30~
所 在 地	成川渓谷キャンプ場
対 象	小学生とそのお父さんまたはお母さん *応募多数の場合は抽選
内 容	成川渓谷キャンプ場の炊事棟施設を使用して親子で料理を作り、「味」「見た目」「チームワーク」などを競います。
申込期限	6月15日(金)
申込先	産業課商工観光係 内線268